



解説 1

安全衛生管理の 必要性と進め方

森井労働法務事務所 森井 博子

なぜ安全衛生管理が必要なのか

1. 労働災害4つの責任

労働災害を発生させた場合、刑事責任、民事責任、行政上の責任、社会的責任の4つの責任が問題となる。まず、刑事責任としては労働災害が発生すると、労働基準監督署が調査に来て、労働安全衛生法(安衛法)違反の疑いがあり、必要と認められた場合には、労働安衛法違反被疑事件として捜査が開始されることがある。安衛法は、罰則規定があるからだ。また、警察も業務上過失致死傷罪の違反の成否について捜査を行う。安衛法の有罪が確定すると、労災保険支払いの費用の最大40%を事業者から徴収することになるので、経済的損失も被ることになる。

次に民事責任としては、労働災害については、使用者の安全配慮義務違反として損害賠償請求が行われ、1億円を超す多額の賠償金が認められるケースも出てきている。

行政上の責任としては、労基署が労働災害調査時に労働安全衛生法違反として機械設備の使用停止命令や作業停止命令などの行政処分を行ったり、法令違反の是正勧告を行ったりすることがある。労働災害を発生させると公共の仕事の入札の参加が停止されることもある。

社会的責任としては、近年、企業の社会的責任(CSR)の面から労働災害を発生させた企業に対する世論の批判や責任追及は厳しくなっている。労災事故により、今まで築いてきた企業の社会的

信用を失墜させる結果となり、仕事の受注にも大きな影響をおよぼす場合が出てくることもある。

2. 中小製造業における安全衛生管理の必要性

労働災害を発生させると、上記責任を負うことになり、特に経営体力が十分とは言えない中小製造業にとっては大きな痛手となり、場合によっては経営が立ち行かなくなることも考えられる。これに対し、積極的に安全衛生管理を実行し、事故がなく労働者が健康で安心して働ける会社をつくれれば、生産性も向上し、会社を発展させることもできる。そこで、これから、どのように安全衛生管理を進めたら良いかを見ていくことにする。

安全衛生管理体制の確立

まず、下記により安全衛生管理体制の確立を目指すこととする。

1. 経営トップによる安全衛生基本方針の表明

経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定することから、経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知する。

2. 安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成する

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成する。

3. 安全衛生管理体制を確立させる

労働安全衛生法では業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理

者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けている。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えることとする。

4. 安全衛生委員会の設置と定期的な開催

労働安全衛生法では業種、事業場規模などによって安全委員会（製造業では常時使用する労働者が50人以上）、衛生委員会（常時使用する労働者が50人以上）の設置を義務付けている（図1）。

安全衛生委員会（安全委員会と衛生委員会を兼ねることができる）は、事業場における労働者の危険または健康障害を防止するための基本対策などの安全衛生に関する重要事項について調査審議を実施するものであることから、事業者は安全衛生委員会における議事の概要を委員会の開催の都度、遅滞なく、常時各作業場所の見やすい場所に掲示するなどによって労働者に周知する必要がある。

安全衛生活動

以下のような日常的な安全衛生活動を活性化させる。

1. 4S(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底

整理……必要なものと不要なものに分けて、不要なものを処分する。担当部署ごとに、職場巡視や点検、清掃を通じて定期的に不要な物を廃棄する。

整頓……必要なものをすぐに取り出し、使用できるように、わかりやすく安全な状態にする。作業に必要なものの置き場を決め、種類や形状ごとに必要な数量を揃える。

清掃……作業する場所や身の回り、廊下や休憩所など共有場所のごみや汚れを取り除く。

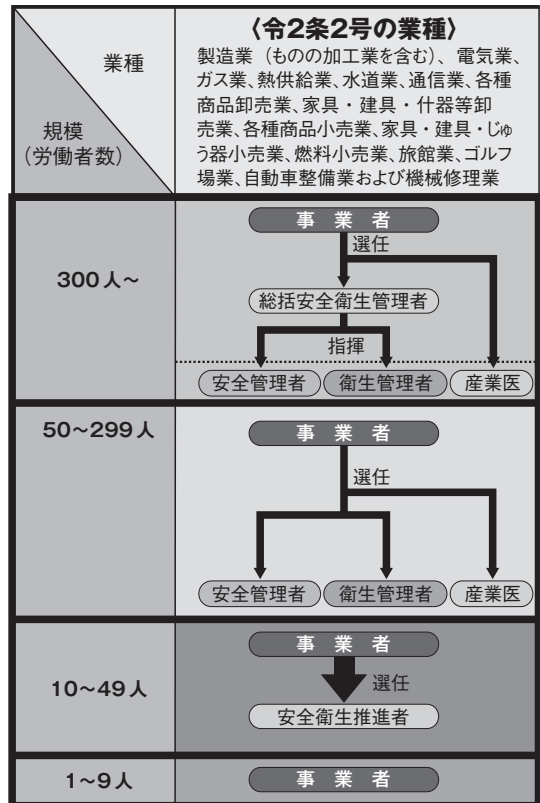
清潔……職場や機械設備や用具などの汚れを取り除くなど、清掃してきれいな状態を保持する。

2. KY(危険予知)活動の徹底

職場や作業の中に潜んでいる危険要因を把握し、作業の際に必要な措置や対策を作業開始前に確認する手法。

KY活動は作業場所や作業内容が変更したときも実施する。

図1 安全衛生委員会の設置に関する資料



出典：東京労働局ホームページ

単独作業の場合は「1人KY」を実施する。単独作業での「1人KY」は、作業に必要な「安全チェック項目」などを読み上げ、危険箇所を「指差し呼称する」手法である。

3. 作業開始前にミーティングの徹底

作業開始前や作業の切替え時に作業責任者を中心に作業グループ単位で、その日の作業内容や段取り、分担、安全衛生のポイントなどについて話し合い、確認することが必要である。この中で、KY活動を取り入れ、作業グループ全員で話し合い、実践する行動目標を決めるようにすると効果的である。

4. 機械・設備などの点検

使用する機械・設備は作業開始前に点検を行う。

5. 指差し呼称の実施

慣れた業務では、「ついウっかり」「ボンヤリした」など錯覚することがある。指差し呼称は声を出すことにより、声が耳に入り、指差し動作で腕を動かすことで意識レベルを上げ、確認の精度を